

兵庫県公報

平成30年6月29日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 景観の形成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（都市政策課）	1

公布された法令のあらまし

●景観の形成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第42号）

三田市が策定する景観法に基づく景観計画の区域が同市の全域に拡大されることに伴い、同市の区域における県の景観の形成等に関する条例に定める景観形成地区、広域景観形成地域及び大規模建築物等に係る規定の適用について、所要の整備を行うこととした。

規 則

景観の形成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年6月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第42号

景観の形成等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

景観の形成等に関する条例施行規則（昭和60年兵庫県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第1号中「川西市」の右に「、三田市」を加え、「並びに三田市の区域のうち三田市新市街地景観計画及び三田市既成市街地景観計画の区域」を削る。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。